

公益財団法人ミモカ美術振興財団職員募集要領

平成23年2月1日に公益財団法人への移行に伴い、(公財)ミモカ美術振興財団は、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館において、猪熊弦一郎画伯の画業を顕彰する事業並びに美術に関する知識と教養の向上を図るための諸事業を多面的かつ積極的に展開し、地域住民の芸術文化の振興発展に寄与することを目的として各種事業を実施しています。

平成18年度から丸亀市より指定管理者として丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の管理運営の指定を受け、展覧会事業、教育普及事業、催物などを実施し、市民の芸術文化の振興に努めています。

(公財)ミモカ美術振興財団では、その活動をさらに大きく展開するために、展覧会等の美術関連事業の企画、運営等に携わる職員を下記のとおり募集します

1. 申込受付期間

平成27年3月20日(金) ～ 平成27年5月8日(金)

(持参及び5月8日必着)

2. 職種、採用予定数および職務の概要

職 種	採用予定数	主 な 職 務 内 容
学芸員	1人	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館における学芸業務全般

3. 応募資格

次の資格等のすべてを有し、本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有する者

- ・実務経験年数不問
- ・学芸員資格を有する者
- ・大学卒
- ・美術の分野に専門知識(芸術学、美術史、美学、アートマネジメント等)を有し、特に現代美術に強い関心を有する者
- ・業務遂行に必要な英語の語学力(海外と直接交渉できる会話力および記述力)を有する者
- ・PC操作が堪能である者

4. 欠格条項

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・成年被後見人または被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5. 応募方法

下記の書類を申込先まで郵送するか、又は直接持参してください。郵送の場合は、必ず書留郵便としてください。

申込先：公益財団法人ミモカ美術振興財団 求人担当 (〒763-0022 香川県丸亀市浜町80-1)

- ・履歴書(自筆・写真添付・市販のもの可) A4サイズ
- ・最終学歴に係る卒業(修了を含む)証明書
- ・最終学歴に係る学業成績証明書
- ・学芸員資格を有する者は、それを証明する書類
- ・志望理由書(800字以内、様式は問いません。)
- ・丸亀市猪熊弦一郎現代美術館で実現したいと考える展覧会の企画案(様式は問いませんが、下記の項目については必須とします。)

1. 概要

2. 企画理由

3. 作家・作品の具体例

- ・教育普及プログラムの企画案(様式は問いませんが、下記の項目については必須とします。)

1. 概要

2. 企画理由

- ・地域住民と丸亀市猪熊弦一郎現代美術館をつなぐ為の取り組みの企画案(様式は問いませんが、下記の項目については必須とします。)

1. 概要

2. 企画理由

- ・他の資料(学位論文、学術論文等の要約、研究成果物など)の添付は自由

* 提出いただいた資料は、採用審査のみに使い、個人情報厳守します。なお提出された履歴書等を返却しませんので、必要がある場合は、各自コピーをとる等をしておいてください。

6. 選考の日程、方法および内容等

選考は、次のとおり一次選考、二次選考とし、二次選考は、一次選考の合格者を対象に行います。

(1) 一次選考	書類審査（可否にかかわらず、5月14日迄に結果を通知します。）
(2) 二次選考	教養試験、適性検査、記述試験、英語口述試験、口述試験 日時：平成27年5月23日（土）・24日（日）予定 開始時間：10時（予定） 場所：丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 （第二次選考受験者全員に、可否の結果を文書で平成27年6月5日迄に通知します。なお、電話での可否のお問い合わせにはお答えできません。）

7. 採用年月日

平成27年7月1日以降（採用月日については、応相談）

8. 勤務先

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館（〒763-0022 香川県丸亀市浜町80-1）

9. 勤務条件等

(1) 勤務時間	原則として週40時間
(2) 休日	原則として4週8休（土曜・日曜・祝日の勤務あり）
(3) 給与	公益財団法人ミモカ美術振興財団就業規則による。 平成27年4月1日現在の大学新卒者の基本給は、原則として、月額174,200円 （実務経験年数により加算される場合があります。） 賞与 年2回
(4) その他	社会保険、雇用保険、労災保険、退職金制度、各種手当（通勤手当、住宅手当、扶養手当）あり、年次有給休暇は、労基法に基づく。

10. その他

- (1) 受験資格がないこと、または申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格・採用を取り消します。
- (2) 職員に採用された者は、採用の日から起算して6ヶ月間を試用期間とし、その間、その職務を良

好な成績で遂行したと認められる場合に正式採用とします。なお、試用期間中の勤務成績等により職員として不適格と認められた者については採用を取り消します。

11. 応募申込先・問い合わせ先

〒763-0022 香川県丸亀市浜町80-1
公益財団法人ミモカ美術振興財団
TEL：0877-24-7755
求人担当：畠中